

各位

2021年度 群馬交響楽団 賛助会へのご加入について（お願い）

謹啓 皆様におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

群馬交響楽団では、広く県民の皆様にオーケストラの運営を支えていただくとともに、より多くの方々に演奏会を鑑賞していただくため、昭和57年に賛助会員制度を創設し、多くの方々からご支援をいただいております。

当楽団は、戦後間もなく誕生した地方オーケストラの草分けであり、「定期演奏会」や各地での演奏会、児童・生徒を対象とした「移動音楽教室」や「高校音楽教室」、さらには「幼児移動音楽教室」など、子どもから大人まで、幅広い世代へ管弦楽を届けて参りました。

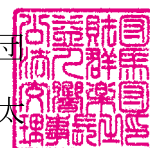
さて、2021年度は、新型コロナウイルスの流行に負けず、今まで以上に演奏力のレベルアップを図り、音楽芸術の普及・発展に寄与する事業を通じて、本県の文化の向上と青少年の情操教育の振興に努めて参る所存です。

つきましては、賛助会制度の趣旨をご理解いただき、楽団の一層の飛躍のため、幅広い皆様からのご支援をいただきたく、賛助会へのご加入をお願い申し上げます。

謹言

公益財団法人 群馬交響楽団

理事長 山本 一 太



●公益財団法人 群馬交響楽団

住所：〒370-0841 高崎市栄町 9-1

電話：027(322)4316 FAX：027(322)4943

E-mail：office@gunkyo.com URL：<http://www.gunkyo.com/>

～ 賛助会制度について ～

【賛助会制度とは】

幅広い皆様に群馬交響楽団の運営を支えていただき、より多くの演奏会を鑑賞していただくための賛助制度です。昭和57年の制度創設以来、多くの皆様からご支援をいただいております。

法人様を対象とした「法人会員」と、個人の方・任意団体様等を対象とした「個人会員」の2種類があり、また、一口あたりの金額によりAとBの区分があります。

【会員期間】

2021年4月1日～2022年3月31日

【会費（1年間）】

種 類	金 額	加入条件	【参考】入場回数券の発行枚数※ （「演奏会の鑑賞機会の提供」を 選択された場合）
法人会員（A）	100,000 円/口	1 口以上	40 枚/口
法人会員（B）	50,000 円/口	1 口以上	18 枚/口
個人会員（A）	20,000 円/口	1 口以上	8 枚/口
個人会員（B）	10,000 円/口	1 口以上	3 枚/口

【会員特典】

- ・「演奏会の鑑賞機会の提供」または「税制上の優遇措置」のいずれかをお選びいただけます。
- ・「演奏会の鑑賞機会の提供」をお選びいただいた方につきましては、入場回数券を利用し、ご来場いただく演奏会について、1 回券を追加購入する場合、10%引でご購入いただけます（取扱いは群響事務局のみとなります。一部対象外の公演もございますので、詳細は群響事務局へお問い合わせください。）。
- ・年に2回程度、会員様のご芳名を定期演奏会のパンフレットに掲載いたします。会員様は原則掲載とさせていただきますが、会員様で掲載を希望されない場合は、「賛助会加入申込書」の該当欄にチェックをお入れください。

特典の種類	内 容
演奏会の鑑賞機会の提供	<p>当該年度に開催する定期演奏会や自主演奏会等をご鑑賞いただける入場回数券をお渡しいたします。入場回数券1枚につき、お一人様が鑑賞いただけます。</p> <p>入場回数券を利用し、ご来場いただく演奏会について、1回券を追加購入する場合、10%引でご購入いただけます（取扱いは群響事務局のみとなります。一部対象外の公演もございますので、詳細は群響事務局へお問い合わせください。）。</p> <p>回数券をお使いいただける演奏会は、巻末の「2021年度 賛助会回数券 ご利用対象演奏会一覧」をご覧ください。</p> <p>【入場回数券の枚数】</p> <p>法人会員（A）：40枚／口</p> <p>法人会員（B）：18枚／口</p> <p>個人会員（A）：8枚／口</p> <p>個人会員（B）：3枚／口</p>
税制上の優遇措置	<p>納入いただいた賛助会費につきまして、税法上の寄附金として、優遇措置が受けられます。（当楽団は公益財団法人であり、特定公益増進法人に該当します。）</p> <p>【法人の場合（法人税関係）】</p> <p>一般の寄附金とは別枠で、「寄附金の額の合計額」と「特別損金算入限度額（※）」とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入されます。</p> <p>※特別損金算入限度額：{(資本金等の額の0.375%) + (当該事業年度所得の6.25%)} × 1/2</p> <p>【個人の場合（所得税・住民税関係）】</p> <p>① 所得税(所得控除)</p> <p>「特定寄附金の合計額」または「総所得金額等の40%」のいずれか少ない額から2千円を引いた額が所得控除されます。</p> <p>② 住民税(税額控除：群馬県内にお住まいの方のみ対象)</p> <p>「寄附金の額」から2千円を引いた額に下記の控除率を乗じた額が税額控除されます。</p> <p>県民税：4%</p> <p>市町村民税：6%（お住まいの市町村にて、控除対象寄附金として条例指定されている場合のみ）</p> <p>●詳しくは、お近くの税務署、お住まいの市町村窓口等へお尋ねください。</p>

【お問い合わせ先】

●公益財団法人 群馬交響楽団 事務局

〒370-0841 高崎市栄町9-1

電話：027-322-4316 FAX：(027)322-4943

E-mail：office@gunkyo.com

群響の活動はSNSでも発信しています

Facebook

Twitter

Instagram



●<https://www.facebook.com/gunkyo.official>

●https://twitter.com/gunkyo_official

●https://www.instagram.com/gunkyo_official/